

RI法施行規則に対し第1棟RI申請において通常と異なる内容

規則条文	内容	第1棟適用		備考（通常とは異なる内容）
第1条	定義	×		
第2条	使用の許可の申請	○	一部通常と異なる	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照 ・第14条の7の事業所境界と同様 ・第14条の11の排気設備、排水設備と同様
第3条	使用の届出	×		
第4条	使用の届出に係る変更の届出	×		
第5条	表示付認証機器の使用の届出	×		
第6条	販売及び賃貸の業の届出	×		
第6条の2	販売及び賃貸の業の届出に係る変更の届出	×		
第7条	廃棄の業の許可の申請	×		
第8条	法第5条第2項第1号の原子力委員会規則で定める者	×		
第9条	許可使用に係る変更の許可の申請	×		
第9条の2	変更の許可を要しない軽微な変更	×		
第9条の3	廃棄の業に係る変更の許可の申請	×		
第10条	許可申請書の提出部数等	○	通常どおり	
第10条の2	氏名等の変更の届出	×		
第10条の3	許可使用に係る軽微な変更の届出	×		
第11条	許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出	×		
第12条	届出の提出部数等	×		
第13条	(削除)	×		
第14条	許可証の再交付	×		
第14条の2	放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請	×		
第14条の3	認証の基準	×		
第14条の4	検査記録	×		
第14条の5	表示	×		
第14条の6	添付の文書	×		
第14条の7	使用施設の基準	○	一部通常と異なる	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照 ・事業所境界：第1棟外壁を事業所境界とする。
第14条の8	廃棄物結督施設の基準	×		
第14条の9	貯蔵施設の基準	○	通常どおり	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照
第14条の10	廃棄物貯蔵施設の基準	?		
第14条の11	廃棄施設の基準	○	一部通常と異なる	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照 ・排気設備：排気設備として排気浄化設備（フィルタ）を考慮しない。 ・排水設備：一般排水する排水口はない。なお、排水浄化槽でRI法上濃度限度以下にし、RI法から除外し東電へ引き渡す。
第14条の12	廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査	×		
第14条の13	施設検査を要しない軽微な変更	×		
第14条の14	施設検査の申請	×		
第14条の15	施設検査の申請	×		
第14条の16	施設検査合格証の交付	×		
第14条の17	定期検査の申請	×		
第14条の18	定期検査の申請	×		
第14条の19	定期検査合格証の交付	×		
第14条の20	定期確認の申請	×		
第14条の21	定期確認証の交付	×		
第15条	使用の基準	○	通常どおり	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照
第16条	(削除)	×		
第17条	保管の基準	○	通常どおり	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照
第18条	事業所等における運搬の基準			
第18条の2	車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準			
第18条の3	放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬			
第18条の4	L型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の5	A型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の6	BM型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の7	BU型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の8	IP-1型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の9	IP-2型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の10	IP-3型輸送物に係る技術上の基準			
第18条の11	放射性輸送物としないて運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の運搬	○	通常どおり	該当する場合には通常どおり対応する。
第18条の12	特別措置による運搬			
第18条の13	簡易運搬に係る技術上の基準			
第18条の14	運搬に関する確認を要する放射性同位元素等			
第18条の15	運搬に関する確認の申請			
第18条の16	運搬確認証の交付			
第18条の17	容器承認の申請			
第18条の18	容器承認書の交付			
第18条の19	承認容器として使用する期間の更新			
第18条の20	容器承認書の変更の届出等			

第19条	廃棄の基準	○	一部通常と異なる	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照 ・液体状のRI等の廃棄：一般排水する排水口はないため、JAEAは排水浄化槽でRI法上濃度限度以下にし、RI法から除外し東電へ引き渡し、東電が管理する。 ・固体状のRI等の廃棄：JAEAは保管廃棄後に、同一RIの許可使用者の東電に保管廃棄を委託し東電が保管廃棄する。
第19条の2	埋設の確認の申請	×		
第19条の3	埋設確認証の交付	×		
第20条	測定	○	一部通常と異なる	「第1棟RI申請における整理事項の洗い出し」参照 ・事業所境界の実効線量測定：環境の影響のため実測不可。そのため、第1棟内の線量率測定結果から評価する。 ・排気口の排気中濃度測定：全α、全βを測定し（炉規法上との合算）、代表核種で告示の値以下を担保し排出する。 ・被ばく測定：炉規法上の測定と同一（合算）となるため、JAEAで測定し、その結果を炉規法上の統括管理を行う東電に報告する。また、東電から放射線影響協会に報告する。
第20条の2	電磁的方法の保存	○	通常どおり	
第21条	放射線障害予防規程	○	通常どおり	
第21条の2	教育訓練	○	通常どおり	
第22条	健康診断	○	通常どおり	
第22条の2	電磁的方法の保存	○		
第22条の3	放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例	×		
第23条	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置	○	通常どおり	
第24条	記録	○		
第24条の2	電磁的方法の保存	○		
第24条の3	合併等	×		
第24条の4	合併等	×		
第24条の5	廃棄物埋設地の譲受け	×		
第24条の6	合併等に係る申請書の提出部数等	×		
第25条	使用の廃止等の届出	×		
第26条	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置	×		
第27条	譲渡しの制限	×		
第28条	所持の制限	×		
第28条の2	法第31条第1項第2号の原子力規制委員会規則で定める者	×		
第28条の3	事故等の報告	○	通常どおり	
第29条	危険時の措置	○	通常どおり	
第29条の2	放射能濃度の基準	×		
第29条の3	濃度確認の申請	×		
第29条の4	濃度確認	×		
第29条の5	濃度確認証の申請	×		
第29条の6	測定及び評価の方法の認可の申請	×		
第29条の7	測定及び評価の方法の認可の基準	×		
第30条	放射線取扱主任者の選任等	○	通常どおり	
第31条	放射線取扱主任者の選任等の届出	○	通常どおり	
第31条の2	試験の課目	×		
第31条の3	資格講習の課目	×		
第32条	定期講習	○	通常どおり	
第33条	放射線取扱主任者代理者の選任等	○	通常どおり	
第34条	試験の回数等	×		
第35条	受験手続	×		
第35条の2	合格証の交付	×		
第35条の3	合格証の再交付	×		
第35条の4	受講資格	×		
第35条の5	受講手続	×		
第35条の6	講習修了証の交付	×		
第35条の7	講習修了証の再交付	×		
第35条の8	講習の細目	×		
第36条	免状の様式	×		
第36条の2	免状の交付	×		
第37条	免状の訂正	×		
第38条	免状の再交付	×		
第38条の2	研修修了証の交付	×		
第38条の3	研修の課目等	×		
第39条	報告の徴収	○	通常どおり	
第40条	収去証	×		
第41条	身分を示す証明書	×		
第42条	連絡の特例	×		
第43条	フレキシブルディスクによる手続き	×		